【資料第４－１号】

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

１　経緯

平成１７年４月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成１６年１２月文京区条例第３３号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第１７条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成１７年３月文京区規則第４５号）第４条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

２　指定申請のあった地区と内容

（１）地区名

高田老松町会地区（防犯対策を推進する地区）

（２）団体名及び代表者

高田老松町会　会長　高北　一　氏

（３）申請内容

別紙申請書参照

（４）地区の範囲

目白台一丁目１番～5 番、20 番～23 番、26 番、目白台二丁目１番～2 番、目白台三丁目 6 番～17 番

３　地区指定の手続（予定を含む。）

令和８年　８月１８日　　推進地区指定の申請
令和８年１１月　２日　　第５５回安全・安心まちづくり協議会開催
令和８年１２月　４日から令和９年１月４日まで該当地域の区民意見聴取
令和９年　３月　　推進地区指定の決定

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。